

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和7年6月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和7年11月5日付けで山形県知事から通知があった。

令和7年11月18日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
消防学校	2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査 ② 消防学校（山形県防災学習館を含む） カ 備品標示票未貼付の備品 消防学校厨房内にある、スチームコンベクションオープンについて、備品標示票が貼られていなかった。山形県財務規則第155条によれば、表示することが困難な場合を除き、備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反である。速やかに是正されたい。	スチームコンベクションオープンの備品標示票については、貼付していた標示票が剥がれたものであり、令和6年8月21日に再び貼り付けを行った。
消防学校	2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査 ② 消防学校（山形県防災学習館を含む） キ 薬品・劇毒物管理について 劇・毒物を含む薬品類について、管理台帳と実物在庫に相違がみられた。管理が必要な薬品等を把握の上、管理台帳は確認日と数量が把握できる形で適切に管理されたい。一方で、薬品等の使用頻度は著しく低いように見受けられた。従って、そもそも消防学校において使用すべき	消防学校薬品管理規程を制定して、令和7年2月20日より施行し管理を行っている。また、使用しない薬品について検討を実施し、廃棄対象は取りまとめて管理した。今後、予算の範囲内で処分等を実施する。

	薬品であるかどうかを改めて検討されたい。	
消防救急課	２．本庁及び出先機関、総合支庁への往査 ③ 消防救急課消防防災航空隊 ア 備品標示票未貼付の備品 備品実査を行ったところ、事務所外の備品については備品標示票の貼付がされていなかった。救急救助用資機材についても備品管理の必要性は変わらないため、全ての備品に備品標示票を漏れなく貼付できなければ、例えば写真を撮って備品台帳に記載することや、備品本体ではなく保管場所に備品標示票を貼り付けるなど、備品の取扱に関する運用について、検討し改善されたい。	備品表示票の貼付が可能なものについては全て貼付した。また、救助活動や安全運航への支障から備品表示票を貼付できない備品については、当該備品の写真を撮り備品台帳に標示して、適切に管理している。
消防救急課	２．本庁及び出先機関、総合支庁への往査 ③ 消防救急課消防防災航空隊 イ 実査時不明備品の存在 備品２点について、実査時（令和６年８月２１日）に現品を確認できなかった。本備品については、後日確認することができたが、現品の所在が実査時に特定できなかったことから、一時的に異なる場所で使用する場合でも所在は正確に把握しておく必要がある。	一時的に異なる場所で使用する備品については、備品台帳に当該場所と使用期間をその都度記載することとし、所在が不明とならないよう適切に管理している。
置賜総合支庁 総務課防災安全室	２．本庁及び出先機関、総合支庁への往査 ④ 置賜総合支庁本庁舎 ア 備蓄品の管理状況 県庁職員以外の一般の方も利用される置賜保健所１階ロビー付近に、主に食糧品やおむつや毛布等生活用品が保管されており、紛失や破損、異物混入等の可能性も否定できない状況にある。 そのため、少なくとも県庁職員以外も立ち入ることのできる共用部等での備蓄品の保管は避け、施錠でき	１階ロビー付近に保管していた備蓄品は、令和７年６月１０日に、関係者以外が立ち入ることのできない施錠可能な場所に保管場所を変更した。

	る室内等しかるべき場所へ移管されたい。	
置賜総合支庁 総務課防災安全室・防災危機管理課	２．本庁及び出先機関、総合支庁への往査 ④ 置賜総合支庁本庁舎 エ 防災資機材等一覧表の更新漏れ 一部の備蓄品は、現地往査時に受領した令和６年３月３１日時点での「置賜総合支庁防災資機材等一覧表」に含まれておらず、一覧表の更新が正しくされていないことから資産の保全の観点から速やかに是正されたい。 なお、是正に際しては、他の総合支庁においても同様の状況にないか確認の上、対応されたい。	当該備蓄品については、「山形県防災資機材等管理運営要綱」第２条で定める防災資機材等には当たらないため、「置賜総合支庁防災資機材等一覧表」には記載せず、「置賜支部災害対策要員用品」として管理している。今後とも、更新漏れの無いように適切に管理していく。 また、要綱で定める防災資機材等の適切な報告について、防災危機管理課から各総合支庁へ通知し、報告内容と購入情報等を比較する等により管理状況を確認した。
置賜総合支庁 西置賜建設総務課	２．本庁及び出先機関、総合支庁への往査 ⑤ 置賜総合支庁西置賜地域振興局 エ 下請報告書に添付された下請業者の誓約書の記載漏れ 工事１件について、下請業者１２社のうちの一部（５社）が提出した誓約書について「□私」か「□当社」か選択する箇所に記載漏れが発見された。当該書類を受領した際は、提出有無のほか記載内容に不備等がないかを確認し、不備がある場合には差し戻す等、より一層適切な運用を図られたい。	当該案件の記載漏れによる不備については、請負業者へ差し戻しのうえ、記入を求め、書類を整備するとともに、以後職員による記載内容の確認を必ず行い、記載漏れによる不備はない。
村山総合支庁 西村山総務課	２．本庁及び出先機関、総合支庁への往査 ⑦ 村山総合支庁西村山地域振興局 エ 灯油の安全な保管について 非常用発電装置が保管された車庫において、冬季暖房用と思われる灯油が保管されており、灯油がはいっているものの、蓋がなされていない。庁舎管理の観点から、このような保管方法は危険であるとともに異物混入等を含む劣化の恐れもある	ポリタンク１基中に残存していた灯油は、劣化状況も踏まえ令和６年９月に廃棄処分を行った。空のポリタンク８基は、保管場所を非常用発電装置から離れた場所とし、蓋を締めて保管するよう改めた。

	ことから安全な灯油保管に留意されたい。	
村山総合支庁 北村山河川砂防課	2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査 ⑧ 村山総合支庁北村山地域振興局 オ 水防倉庫内の未使用の混合オイルについて 水防倉庫に備蓄品ではない未使用の古い混合オイル（ガソリン）があったが、缶変形につき破裂破損の危険性があると見受けられる。混合オイルはチェーンソーや刈払機の燃料として使用できることから、古いものから優先して使用し、危険が生じるほどに未使用のまま置いておくなどの管理を改めるべきである。	混合オイルについては、以前刈払機等で使用していたが、現在は他の使用目的もなく、燃料の劣化状況も考慮して、適正に処分した。
村山総合支庁 北村山建設総務課	2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査 ⑧ 村山総合支庁北村山地域振興局 ク 暴力団排除の誓約書の原本未提示 建設工事（土砂災害対策事業等）契約に基づく下請負人から徴収する暴力団排除の誓約書について原本提出を求めているものの、写しの提出となっている契約が2件あった。また、うち1件については山形県様式ではない誓約書が提出されている。県様式と異なることから誓約の内容も一部異なるものとなっている。誓約書の提出についてルールを順守するよう留意されたい。	事務引継ぎマニュアルを改正し、正しい誓約書が提出されているか確認することとした。また、契約担当課及び工事担当課内で誓約書の確認について、周知徹底を図った。